

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成30年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成29年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成29年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティに係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うとともに、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策について、情報収集に努めつつ適切に推進する。

- ② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、TV会議、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、ICTの積極的な活用を一元的に推進する。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。

- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。

- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。

さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。

- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

- (2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成30年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 平成29年度に実施した外部検証の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行うよう準備を進める。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。

また、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の作成・公表に向け検討を行う。

さらに、評価の実施に向けた体制の整備やデータベースの活用方法等について検討を行う。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。
また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とする「資産活用に関する勉強会」を開催する。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地に

については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 43 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4 月期と 10 月期の年 2 回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6 月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

- ② 学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

- ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる

国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応し

た評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成30年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
長期借入金等	0	0	0	54,900	0	0	0	0	54,900
長期貸付金等回収金	0	0	0	69,260	0	0	0	0	69,260
長期貸付金等受取利息	0	0	0	6,205	0	0	0	0	6,205
財産処分収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
財産賃貸収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
財産処分収入納付金	0	0	0	30	0	0	0	0	30
有価証券利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	46	128	110	132,481	255	595	262	311	134,186
支出									
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
うち 人件費(退職手当を除く)	0	76	69	113	121	216	197	0	793
物件費	0	0	41	63	14	379	64	0	560
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	120	0	0	0	120
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	156	156
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設賃貸付事業費	0	0	0	54,204	0	0	0	0	54,204
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
長期借入金等償還	0	0	0	69,956	0	0	0	0	69,956
長期借入金等支払利息	0	0	0	6,137	0	0	0	0	6,137
公租公課等	0	0	0	29	0	0	0	0	29
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	55	0	0	0	0	55
計	46	128	110	134,570	255	595	262	311	136,276

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
支出									
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
うち 人件費（退職手当を除く）	0	76	69	113	121	216	197	0	793
物件費	0	0	41	63	14	379	64	0	560
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	120	0	0	0	120
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	156	156
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	54,900	54,900
長期貸付金等回収金	69,260	69,260
長期貸付金等受取利息	6,205	6,205
財産処分収入	1,810	1,810
財産賃貸収入	99	99
財産処分収入納付金	30	30
有価証券利息	0	0
その他	0	0
計	132,305	132,305
支出		
施設費貸付事業費	54,204	54,204
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	69,956	69,956
長期借入金等支払利息	6,137	6,137
公租公課等	29	29
債券発行諸費	14	14
債券利息	55	55
計	134,394	134,394

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	46	128	112	10,830	259	693	262	324	12,656
經常費用	46	128	112	10,830	259	693	262	324	12,656
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査等経費	0	0	0	0	119	0	0	0	119
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
支払利息	0	0	0	6,055	0	0	0	0	6,055
処分用資産売却原価	0	0	0	540	0	0	0	0	540
その他の業務経費	0	0	0	29	0	0	0	0	29
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
減価償却費	0	0	2	17	5	99	0	14	138
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	14
収益の部	46	128	112	8,200	259	693	262	324	10,026
運営費交付金収益	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
処分用資産賃貸収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
処分用資産売却収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
施設費交付金収益	0	0	0	30	0	0	0	0	30
受取利息	0	0	0	6,068	0	0	0	0	6,068
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	17	5	99	0	14	137
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純損失	0	0	0	2,630	0	0	0	0	2,630
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	2,630	0	0	0	0	2,630
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
経常費用	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	119	0	0	0	119
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
減価償却費	0	0	2	17	5	99	0	14	138
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
運営費交付金収益	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	17	5	99	0	14	137
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	10,637	10,637
經常費用	10,637	10,637
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	6,055	6,055
処分用資産売却原価	540	540
その他の業務経費	29	29
財務費用	14	14
収益の部	8,007	8,007
処分用資産賃貸収入	99	99
処分用資産売却収入	1,810	1,810
施設費交付金収益	30	30
受取利息	6,068	6,068
財務収益	0	0
純損失	2,630	2,630
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,630	2,630
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	46	128	110	134,556	255	595	262	311	136,262
業務活動による支出	46	128	110	64,600	255	595	262	311	66,306
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	69,956	0	0	0	0	69,956
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	46	128	110	137,767	255	595	262	311	139,473
業務活動による収入	46	128	110	77,581	255	595	262	311	79,286
運営費交付金による収入	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	33,038	0	0	0	0	33,038
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	2,391	0	0	0	0	2,391
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	36,222	0	0	0	0	36,222
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	3,814	0	0	0	0	3,814
処分用資産の売却による収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	30	0	0	0	0	30
利息及び配当金の受取額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	46	52	0	0	120	0	0	11	229
投資活動による収入	0	0	0	5,300	0	0	0	0	5,300
財務活動による収入	0	0	0	54,886	0	0	0	0	54,886
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
業務活動による支出	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
業務活動による収入	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
運営費交付金による収入	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
その他の収入	46	52	0	0	120	0	0	11	229
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	134,380	134,380
業務活動による支出	64,424	64,424
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	69,956	69,956
資金収入	137,591	137,591
業務活動による収入	77,405	77,405
承継債務負担金債権の回収による収入	33,038	33,038
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	2,391	2,391
施設費貸付金の回収による収入	36,222	36,222
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,814	3,814
処分用資産の売却による収入	1,810	1,810
処分用資産の貸付による収入	99	99
施設費交付金の納付による収入	30	30
利息及び配当金の受取額	0	0
投資活動による収入	5,300	5,300
財務活動による収入	54,886	54,886

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。